

交付額について

- 1 入所系施設(施設入所支援(障害者支援施設)、障害児入所支援、共同生活援助、短期入所)

利用定員 1~10 人	1施設あたり 24 万円
利用定員 11~29 人	1施設あたり 40 万円
利用定員 30~49 人	1施設あたり 48 万円
利用定員 50~99 人	1施設あたり 64 万円
利用定員 100 人以上	1施設あたり 80 万円
- 2 通所系施設 (生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、児童発達支援、放課後等デイサービス)

利用定員1~19 人	1施設あたり 16 万円
利用定員 20~49 人	1施設あたり 24 万円
利用定員 50 人以上	1施設あたり 32 万円
- 3 訪問系施設等 (居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、指定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助)

1施設あたり	4 万円
--------	------

【重要】施設と定員の考え方

- ・施設と定員の数は、原則として事業所番号ごとで管理、合算します。
- ・定員数は令和7年12月1日現在を基準とします。
- ・多機能型事業所は、全ての事業の定員数を合計して1事業所として数えます。
- ・入所系に通所系が併設されている場合は、定員数は合算せずに入所系の1事業所として数えます。
- ・障害児入所施設と施設入所支援が併設されている場合は、定員数を合計して1事業所として数えます。
- ・短期入所が空床型の場合は、本体施設に含まれているものとみなして、定員の合算等はしない扱いとします。
- ・訪問系事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)は、複数の指定を受けている場合でも1つの事業所として数えます。
- ・相談支援関連(特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助)は、複数の指定を受けている場合でも1つの事業所として数えます。
- ・相談支援関連は、施設等に併設の場合でも、別枠で1事業所として数えます。
- ・他市町村に本拠を構え、つくば市内には従たる事業所等が設置されている場合は、対象外となります。
- ・つくば市に本拠を構え、つくば市外に従たる事業所等が設置されている場合は、従たる事業所等の部分は対象外となります。